

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】令和3年10月21日(2021.10.21)

【公表番号】特表2019-525011(P2019-525011A)

【公表日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【年通号数】公開・登録公報2019-036

【出願番号】特願2019-530243(P2019-530243)

【国際特許分類】

C 2 5 D 11/18 (2006.01)

C 2 5 D 11/20 (2006.01)

C 2 5 D 11/06 (2006.01)

C 2 5 D 11/16 (2006.01)

C 2 5 D 11/26 (2006.01)

C 2 5 D 11/30 (2006.01)

【 F I 】

C 2 5 D 11/18 3 1 1

C 2 5 D 11/20 3 0 1

C 2 5 D 11/06 B

C 2 5 D 11/06 C

C 2 5 D 11/16

C 2 5 D 11/16 3 0 1

C 2 5 D 11/26 3 0 2

C 2 5 D 11/30

【誤訳訂正書】

【提出日】令和3年8月31日(2021.8.31)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0021

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0021】

一実施形態において、第1のメッキ電流は、第1のメッキ期間中に単調な勾配で増加し(ramp)、選択されたメッキバスに対する公称メッキ電流の0%で開始し、第1のメッキ時間より少ないか、同等の時間にわたって公称メッキ電流の50%まで単調な勾配で増加することができる。第1メッキ段階中に形成される厚さは、1~10ミクロンであってもよく、これは、陽極酸化処理膜の厚さと同一であってもよい。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0022

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0022】

ブロック1812で、方法1800は、所望の初期コーティングの厚さを有する薄膜コーティングを生成させるためにメッキ電流を推奨バスメッキ電流まで増加させる。例えば、一旦細孔が特定のレベルまで充填されると(例えば、完全に充填されているより少ない、完全に充填されている、完全に充填されているより多い、など)、第2メッキ段階が始まる。第2段階の間、電流を第1メッキ段階の間と同一に保持するか、または電流を推奨バスメッキ電流まで直ちに増加させることができる。一実施形態において、推奨バスメッ

キ電流は、選択されたバスに対する最低公称電流の50%であり得るか、または電流は、第2のメッキ期間より少ないか、同一の時間にわたって第1メッキ段階の間に使用される最終電流から、選択されたバスに対する公称メッキ電流の100%まで単調な勾配で増加することもできる。第2のメッキ期間は、陽極酸化処理膜の完全な被覆を保障し、要求されるメッキ厚さを展開し、要求される表面形態を展開し、および/または第1の電着層に対して他の所望の特性を達成するのに十分であるように選択される。一実施形態において、第2のメッキ状態の厚さは、1~10ミクロンである。ブロック1814で、方法1800は終了する。